令和５年１１月２７日　　開　会

令和５年１１月２７日　　閉　会

第６回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第６回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和５年１１月２７日（月）午後２時１２分から午後３時０６分
２．開催場所　十日町市役所　保健センター　３階　集団指導室

３．出席委員
①農業委員　２３名
会　　長　８番　村山　隆義
会長職務代理　７番　古髙　悟

１番　南雲　正隆	９番　田村　実義	15 番　佐藤　三代治	21番　根津　徳男
２番　村越　益男	10 番　村山　浩一	16 番　児玉　芳洋	22番　福嶋　恭子
３番　樋口　則雄		17 番　樋口　正州	23番　村山　太郎
４番　富井　公一	12 番　髙橋　清一	18 番　北村　公太郎	
５番　岩田　稔	13 番　佐野　幸男	19 番　菅井　太一	
６番　長谷川　東	14 番　髙橋　松雄	20 番　若井　君男	

欠席委員　11番　水落　孝夫、24番　吉楽　広志

②推進委員（招集委員　19名）

	12番　上村　晴彦		28番　山賀　巳喜夫
６番　池田　征一	13番　金澤　富治	24番　樋口　勝也	30番　佐藤　一重
７番　宮内　隆和	15番　小海　輝忠	25番　山本　久	31番　相澤　成一
	20番　内山　浩樹		
11番　小海　雅秀		27番　吉楽　一馬	

欠席委員　２番　真霜　賢一、９番　綱　大介、21番　髙橋　勝久、22番　登坂　一夫、
26番　鈴木　幸榮、33番　江口　隆雄

４．議事日程
日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について
報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について（15件）
報告第２号　農地転用事実確認願いについて（4件）
報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（5件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について
　議案第１号　農地法第３条の規定による許可書の取消申請について（1件）
　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（6件）
　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について（1件）
　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について（5件）

日程第４　十日町市農用地利用集積計画について
　議案第５号　十日町市農用地利用集積計画について
　　・新規（31件）
　　・農地利用集積計画一括方式（1件）
　　・再設定（23件）

日程第５　農業委員会委員の辞任の同意について
　議案第６号　農業委員会委員の辞任の同意について

その他

５．農業委員会事務局職員

本　局	局　長　富井　悟	中　里事務所	主　査　上村　知誉
本　局	農地係長　柳　秀人	松　代事務所	主　事　柳　裕子
本　局	主　任　田村　聡子	松之山事務所	主　査　高橋　松由

６．会議の内容
　別紙の通り

６．会議の内容

村山議長　では、これより第６回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、11番委員と24番委員から欠席の届けが出されております。したがいまして、24名中２名の欠席でございますので、在任委員の過半数が出席であります。第６回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第１、議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。第６回総会議事録署名委員は、10番委員と12番委員の両名からお願いいたしたいと思います。あわせて、記録につきましては事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

では、日程第２、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は第１号から第３号までございますが、全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より報告お願いします。

【報告第１号～第３号説明】

村山議長　ただいま報告事項１号から３号まで終わりましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、次に日程第３、議案第１号「農地法第３条の規定による許可書の取消申請について」１件出ておりますので、この内容についてご審議をお願いいたします。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書８ページの議案第１号をご覧ください。今月は、農地法第３条の規定による許可書の取消申請が１件ございます。申請内容は、平成26年５月の総会におきまして売買による所有権移転について許可された案件ですが、譲渡人の方がお亡くなりになり、登記手続も済んでおらず、耕作もしていないので、今回許可を取り消して譲渡人の相続人へ返却するものでございます。ご審議をお

願いいたします。

村山議長　では、この案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　　この案件につきまして、両者に面談にて確認を行ってまいりました。譲渡人のほうですけれども、こちらお父さんが亡くなったということで相続になっております。場所については、譲受人の車庫の裏手というか、その辺の場所を譲り受けて耕作する予定でしたけれども、譲渡人が亡くなられて、そのまま手続を取っていたんだけども、ちょっと不備があって、もう駄目だということで、今回取消をするということを言われていますので、議案のとおり間違いがないことを報告いたします。よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいま担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、この取消案件につきまして、許可相当ということでご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」６件申請が出ておりますので、この内容についてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、お願いします。

事務局　　議案書９ページの議案第２号をご覧ください。今月の農地法第３条の規定による許可申請は６件でございます。いずれの案件も農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第２号、９８番朗読】

村山議長　では、98番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　ただいまの案件につきまして、記載のとおり間違いないということでございますので、よろしくお願いします。場所のほうも確認してまいりました。

村山議長　98番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では99番説明願います。

【議案第２号、９９番朗読】

村山議長　では、99番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　　電話と面談にて確認を行ってまいりました。この案件につきましては、譲渡人は、もうこちらに戻ってこないということで、土地を処分をしたいということでした。譲受人なんですけども、譲渡人の作業所を使っているということで、壊すんだったら俺がもらうというような案件でした。畑と作業所を併せて買い取るということで、この案件間違いはございませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　99番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。特にないでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　では、次に100番、説明願います。

【議案第２号、１００番朗読】

村山議長　これは８番の私の担当ですので説明します。

これは譲渡人の自宅の道を挟んだ隣で、場所は越後交通のバスターミナルのすぐ裏でございます。そのほかについては、記載のとおり間違いないということでした。以上です。

100番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では101番を説明願いますが、ここで13番委員が関係がございますので、退席いただきたいと思います。

（13番委員退席）

村山議長　では、101番説明願います。

【議案第２号、１０１番朗読】

村山議長　では、101番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

６番　　譲渡人は、大倉地区の出身でございまして、実家の土地を相続して今まで所有していたわけでございますが、高齢になられて、昔からお付き合いのあります譲受人が経営規模拡大のために欲しまして、このたびの所有権移転となったわけでございます。24日金曜日に確認してございますので、よろしくお願いいたします。

村山議長　101番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

３番　　１つだけ確認です。譲受人は〇〇〇〇の社長さんだと思うんだけども、あそ

こは法人で、農業部門を持っているんだけれども、これはあくまでも譲受人が個人的に農業をするということなのかなというふうに基本的なことを思ったんですけれども、それはそれでよろしいわけですよね。

村山議長　個人名で受けるということなんだと思うんですけれども。

６番　　個人名で買うとのことです。

３番　　ということは、個人で農業をやっている方なのですね。

６番　　やっています。

３番　　分かりました。

村山議長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　なしということでございますので、では13番委員、入室お願いいたします。

（13番委員入席）

村山議長　では、102番、説明願います。

【議案第２号、１０２番朗読】

村山議長　では、この案件につきまして、担当委員、説明願います。

７番　　24番委員が今日欠席のため、私が発表します。

20日に譲渡人に電話で確認いたしました。譲受人には26日訪問して確認したところ、記載のとおり間違いなかったとの報告受けています。よろしくお願いします。

村山議長　102番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　なしということでございますので、では103番、説明願います。

【議案第２号、１０３番朗読】

村山議長　では、103番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

７番　　譲受人の方は、外国の方です。東京に住んでおられます。現地確認に行ったんですが、この畑は、集落に住宅があるんですが、その近くの畑でした。電話確認を20日にしたところ、譲渡人、譲受人とも記載のとおり間違いがないということで確認が取れましたので、よろしくお願いします。

村山議長　103番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、改めてお諮りいたしますが、「農地法第３条の規定による許可申請について」６件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この６件について、許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

次に、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」１件の申請が出ておりますので、この内容につきましてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　11ページの議案第３号をご覧ください。今月の農地法第４条の規定による許可申請は１件でございます。

【議案第３号、１４番朗読】

村山議長　では、この案件について、担当委員、説明願います。

１４番　事務局と現場を調査に行ったときは、既に重機で掘削した工事がしてありました。幅が1.5メートルくらい、深さが私の背くらいで、長さが七、八メートルぐらいの掘削した長方形の掘削跡が三、四個あったんですが、そこにいた人に聞きましたら、この地区は開発計画が上がりますと遺跡の調査をしなければならない土地だということだそうです。それで、これも法律に基づいてやっていることなんでということを言われました。それで、調査が終わったら現状復帰の上、地権者に返すということでした。一応また遺跡の調査後に、遺跡が発掘された場合は工期が延長するということで、ここの工期にありますＲ６年４月１日からの部分が遅れるということであります。11月22日に申請人のお宅に訪問いたしまして話したところ、工期が延びるのは分かっているというふうに確認を得ました。それでこの案件につきましては、工事終了後、また事務局が現地を確認しなければならないという案件であります。以上でございます。

村山議長　14番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、議案第３号「農地法第４条の規定に

よる許可申請について」１件を許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」５件の申請が出ておりますので、この内容につきましてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　12ページの議案第４号をご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は５件でございます。

【議案第４号、５６番朗読】

村山議長　では、56番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

５番　11月22日に事務局職員と現地確認を行いました。申請に問題ないことを確認の上、11月24日、両者に電話にて確認を行いました。よろしくお願いいたします。

村山議長　56番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では57番の案件、説明願います。

【議案第４号、５７番朗読】

村山議長　これは、８番の私の担当区域ですので説明しますが、これ以前に土捨場という案件で出た、隣接のところに今回いろいろな資材を置きたいというようなことでこの案件が出てきて、あとは記載のとおりだそうでございます。以上です。

57番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では58番、説明願います。

【議案第４号、５８番朗読】

村山議長　これも８番、私の担当ですので説明しますが、譲受人は現在近くでテナントで薬局を開業しているのですが、譲渡人が土地を処分したいということで、今回その場所を取得して調剤薬局を新たに建設するということだそうでございます。以上です。

58番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では59番、説明願います。

【議案第４号、５９番朗読】

村山議長　これも８番、私の区域ですので説明します。これは９月だったか、先月だったか、隣のところが転用で上がってきました。それで、譲渡人、譲受人にわざわざ分筆までして無駄な経費かけてしまって申し訳なかったんだけども、今回また続けて出させていただきますと恐縮しておりましたが、前回の残地をまた買い受けるというようなことでございました。以上です。

59番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　なしということでございますので、では60番、説明願います。

【議案第４号、６０番朗読】

村山議長　では、60番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１４番　11月22日なんですが、事務局と現場を確認しました。その際、この敷地内に多くの工事用の鉄板が敷き詰めてありました。事務局に確認してもらったところ、この地内、水道工事中でありまして、この工事は十日町市の発注だといったところでありましたが、今日この会議に来る前にこの敷地を確認したんですが、鉄板はほとんど回収してありました。譲渡人と譲受人への確認なんですが、11月22日の夕方、両者に確認し、この内容で間違いないと確認をいたしました。

村山議長　60番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」５件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この５件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第４、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による十日町市農用地利用集積計画についてでございます。

この利用集積計画については、新規設定31件と一括方式による設定１件及び

再設定23件、計55件について審議をお願いいたします。

なお、この案件につきましては、事務局の議案の読み上げは行わず、順番に担当確認委員を指名させていただきますので、順次確認報告いただきたいと思います。そして、最後に一括してご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、概況につきまして、まず事務局、説明願います。

事務局　14ページの議案第５号をご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、14ページから21ページが新規の利用権設定31件、これは出し手、受け手相対による新規の貸し借りでございます。22ページが黒沢圃場整備に関するもので、新潟県農林公社との一括方式による新規案件が１件。23ページから28ページが再設定23件、こちらは期間満了を迎えた契約の再契約でございます。今月の案件55件全てが農業経営基盤強化促進法の許可要件を満たしていると考えます。

説明は、新規案件についてのみ行います。新規案件につきまして、会長が推進委員を指名しますので、担当地区の案件を一括で報告願います。指名を受けました推進委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長　では、まず２番推進委員ですが、本日欠席ですので、代わって14番委員から報告をいただきたいと思います。

１４番　18ページ、237番の案件でございます。この案件につきまして、この会議が始まる前に譲受人に確認したところ、この内容で間違いないということでした。数年前から耕作はしていたんだけども、今回改めて農業委員会を通して契約するということでした。以上でございます。

村山議長　次に、６番推進委員、お願いいたします。

（推）６番　11月22日に双方電話で確認いたしました。記載内容に間違いありませんでした。

村山議長　次に、７番推進委員、お願いします。

（推）７番　２件あるんですけど、一緒によろしいですか。

村山議長　はい。

（推）７番　17ページ、234番、両者に電話にて確認いたしまして、間違いございませんでしたので、よろしくお願いします。

もう一点、18ページ、238番になります。こちらも譲受人は同じ方で、両者

に電話にて確認しました。内容に間違いありませんでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、９番推進委員なんですが、本日欠席ということで、私に確認報告をしてくれということでございました。14ページの219番から221番、それと15ページの224番、いずれも確認の結果、間違いないということで報告受けましたので、よろしくお願いいたします。

次に、11番推進委員、お願いいたします。

（推）１１番　14ページ、222番です。事務局から最初に訂正があったところの案件でございます。確認したところ、２年間ということでもって確認したところ、いや、３年だということで、再度両者に確認したところ、３年で間違いないということなので訂正と、３年ということで確認が取れています。よろしくお願いします。

村山議長　次に、12番推進委員、お願いいたします。

（推）１２番　案件は、15ページの223番、16ページの230番、17ページ、231番で、案件230番、231番に関しては電話と訪問で双方に確認が取れました。223番に関しては、譲受人が私の父になりますので、13番委員に電話で確認を取ってもらっていますので、よろしくお願いします。

村山議長　では、223番の案件について、お願いします。

１３番　　双方に確認しましたところ、記載のとおり間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長　では次に、13番推進委員から確認報告お願いいたします。

（推）１３番　16ページ、受付番号が229番、11月24日、両者に訪問いたしまして、記載どおり間違いないことを確認いたしました。以上です。

村山議長　次に、20番推進委員、確認報告願います。

（推）２０番　19ページ、241番です。電話にて双方に確認いたしました。間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、21番推進委員の部分ですが、委員さんにも連絡が取れずに、ちょっと確認できないもので、これ後ほど事務局で確認して、許可相当であれば許可相当だというようなことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

村山議長　では、これにつきましては事務局で確認するということにさせていただきます。

次に、22番推進委員、確認報告お願いします。

６番　　22番推進委員、今日欠席ですので、代わって報告させてもらいます。

譲渡人につきましては、転居されまして、そのため田んぼを集落でいっぱいやってくれています譲受人にやってもらうと、そういう契約でございます。この記載のとおりで間違いございません。

村山議長　次に、24番推進委員、確認報告お願いいたします。

（推）２４番　19ページ、242番、243番、１枚めくってもらいまして244番、245番、譲渡人のほうは23日に、245番だけ電話で、あとは訪問で確認を取りました。譲受人のほうは、事務所で確認を取りました。間違いないので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、25番推進委員、確認報告お願いします。

（推）２５番　15ページ、225番、電話にて両者に確認を取りました。記載内容に間違いないことを報告いたします。

次いで、226番、これも電話にて両者に確認を取りました。よろしくお願いします。

村山議長　次に、26番推進委員、お願いいたします。

１番　　26番推進委員は今日欠席ということで､私が代わりにということで報告を受けていますので、報告します。

16ページです。受付番号228番、それからもう一点、20ページの246番、この２件なんですが、昨日、おとといと各自、電話並びに訪問で間違いないということで確認をさせていただきました。よろしくお願いします。

村山議長　次に、27番推進委員、確認報告願います。

（推）２７番　17ページ、受付番号232番です。11月25日に両名にお会いしまして、記載のとおり間違いないことを確認いたしました。

続きまして、18ページ、受付番号239番です。こちらも25日にお会いしまして、両名に聞いたところ、記載どおり間違いないことを確認いたしました。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、28番推進委員、お願いいたします。

（推）２８番　17ページの受付番号235番、両者に面談にて確認いたしました。間違いはありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、30番推進委員、確認報告お願いします。

（推）３０番　16ページ、受付番号227番、双方に電話で21日に確認しましたところ、

記載のとおり間違いありませんので、お願いします。

村山議長　次に、31番推進委員、確認報告お願いします。

（推）３１番　両者に確認してまいりました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、33番推進委員、確認報告願います。

１０番　　33番推進委員は今日お休みですので、代わって報告いたします。

21ページ、受付番号が248番、こちら電話にて確認を取り、記載のとおり間違いない旨の連絡を受けております。よろしくお願いいたします。

村山議長　まず、ここまでの中で、皆さん、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では一括方式のところについて確認報告いただきたいと思います。

では、15番推進委員、確認報告お願いします。

（推）１５番　22ページ、受付番号137番、25日に確認しました。記載どおり間違いないとのことですので、よろしくお願いします。

村山議長　一括方式についてもご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、新規設定31件、そして一括方式の設定１件について、改めてお諮りいたしますが、この計画に基づいて利用権の設定を報告いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように回答させていただきます。

続きまして、議案第６号「農業委員会委員の辞任の同意について」でございます。

議席番号11番、下条地区の〇〇委員から辞任願が提出されました。この件につきまして、経過等事務局よりご報告いただきたいと思います。

事務局　　それでは、議案書の最後のページ、29ページをお開きください。議案第６号「農業委員会委員の辞任の同意について」ご説明をいたします。

〇〇委員から辞任願の提出がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条第１項の規定に基づきまして、農業委員会の同意を求めるものです。

委員の辞任につきましては、辞任について正当な理由があることと、市長及び農業委員会の同意を要するということで規定されております。

【辞任願提出までの経過説明】

10月30日に辞任願が提出されました。これを受けまして、11月８日に委員の辞任について市長の同意がありまして、今回農業委員会の同意を求める議案として上程されております。また後ほどご審議をいただければと思います。この審議を経た後、農業委員会の同意が得られましたら、今度は市に対して農業委員会委員の辞任の同意について答申をして、正式に辞任が決定するという運びとなります。

また、後任の農業委員の補充等について、補足で説明をさせていただきます。十日町市の農業委員定数というのが条例で24名と規定をされております。また、十日町市農業委員会の選任に関する規則第９条では、農業委員会について欠員が生じた場合は速やかに委員を補充しなければならないという規定がありまして、事務局としましては農業委員の補充について手続を進めたいと考えております。手続の流れとしては、委員改選時の方法と同じような手続を取ることとなります。まず、委員の欠員に伴う委員募集を行います。募集期間はおおむね１か月ということで、早速なんですけども、12月１日から12月28日までのおおむね１か月間を募集期間としたいと考えております。こちらの案内につきましては、市報や市のホームページ等に募集の要項等を載せて、募集をさせていただきたいと思っております。その後、年明け後すぐに農業委員評価委員会を開催しまして、市長に委員の任命について報告をして、３月議会の中で委員任命についての同意を求めて、議会の同意が得られたら市長が任命するというような流れになっていきますので、最短でも３月にならないと補充委員が決定しないという見込みになっております。これらを踏まえまして、また委員の同意につきましてご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいま事務局より説明ございましたが、この件につきまして皆さん何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。特にないでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　では、今事務局から説明があったように、早速公募を開始させていただきたいと思います。この期間中、下条地区の案件についてなんですが、どのように担当を区分けしたらよろしいかということで皆さんにお諮りしたいと思います。現地確認等につきましては、下条地区の推進委員が協力しながらやっていただけるというようなお話はいただいておりますが、総会案件での担当委員と

いうことで農業委員が確認報告しなければならない部分もございますので、局長とも相談したんですが、当面私と隣接地域の中条地区の□□委員にご同意いただければ、分担しながら、また現地確認等、細かな地域の問題については推進委員の皆さんからも協力を得ながらやらせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。□□委員、よろしいでしょうか。

９番　　はい。

村山議長　では、下条地区担当委員が決まるまで、○○委員の辞任後、私と□□委員で手分けしながら、どういうような事態が出てくるかまだちょっと想定できておりませんが、協力しながら進めさせていただきたいと思うので、場合によってはほかの委員さんにご協力いただく場面も出てくるかも分かりませんが、よろしくお願いいたします。

　では、この辞任の同意については、同意したということで進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　以上をもちまして議案全て終了いたしましたので、第６回総会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。